

## ASIA FOCUS NEWSLETTER

### Newsletter

March 2026

#### 本ニュースレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄  
パートナー  
+81 3 6271 9517  
[masao.katsuyama@bakermckenzie.com](mailto:masao.katsuyama@bakermckenzie.com)

竹中 陽輔  
パートナー  
+81 3 6271 9548  
[yosuke.takenaka@bakermckenzie.com](mailto:yosuke.takenaka@bakermckenzie.com)

富本 聖仁  
パートナー  
+81 3 6271 9710  
[seiji.tomimoto@bakermckenzie.com](mailto:seiji.tomimoto@bakermckenzie.com)

和田 卓也  
パートナー  
+81 3 6271 9716  
[takuya.wada@bakermckenzie.com](mailto:takuya.wada@bakermckenzie.com)

北村 裕幸  
カウンセラー  
+81 3 6271 9758  
[hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com](mailto:hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com)

河邊 美杉  
アソシエイト  
+81 3 6271 9470  
[misugi.kawabe@bakermckenzie.com](mailto:misugi.kawabe@bakermckenzie.com)

石井 勲  
アソシエイト  
+81 3 6271 9443  
[satoshi.ishii@bakermckenzie.com](mailto:satoshi.ishii@bakermckenzie.com)

### Asia Focus Newsletter 2026 年 3 月版

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

詳細については、各見出しをクリックし、英語版をご覧ください。

#### タイ：タイ保険委員会（OIC）、保険グループ全体のリスク管理を監督する完全連結（フル・コンソリデーション）監督制度を導入（2026/2/4）

タイ保険委員会（OIC）は、保険グループに対するグループ横断的監督に関する告示を発出し、保険会社グループ全体のリスク管理の監督を目的とした、完全連結（フル・コンソリデーション）方式による監督制度を正式に導入した。本制度は、OICの監督対象を最終持株会社から子会社までを含めたグループ全体に拡大するものであり、グループ全体における財務状況、リスク管理及びガバナンスを監督対象とする。本制度は2026年7月1日から施行される。

#### タイ：タイ中央銀行（BOT）、外国所得の国内還元基準緩和を含む外国為替規制の緩和を実施（2026/2/18）

タイでは、2026年1月27日付で外国為替管理法に基づく規制が緩和された。当該規制緩和により、タイ居住者が同国外で受領した外国源泉資金に係るタイ国内への本国送金義務の発生基準となる金額が、一取引当たり100万米ドル（相当額）から1,000万米ドル（相当額）に引き上げられた。また、タイ居住者が投資証券取得の目的で海外へ送金する場合、従来はBOTの定める形式に基づき承認を申請・取得する必要があったが、今般の規制緩和により当該承認は不要となった。今後は、タイ外国為替管理規制についての理解及びこれを遵守する旨を示す宣誓書を提出することで足りる。

#### ベトナム：ベトナム国家銀行（SBV）、企業の外国借入及び返済に関する外為管理通達第80号を公布（2026/2/10）

2025年12月31日、ベトナム国家銀行（SBV）は、企業の外国借入及び返済に関する外為管理に関する従前の通達を改正する内容の通達を公布した。本通達では、担保実行等による返済の場合等において外国借入の変更登録が不要となることが追加的に明確化されたほか、手続をオンラインプラットフォーム（the National Public Service Portal）に一本化し、手続のデジタル化・簡素化が図られる。また、許容される資金決済の範囲が拡大し、実務上不明確であった強制執行に起因する返済の取扱いが明確化されている。本通達は2026年1月25日に施行され、一部の権限委譲に関する規定については、同年7月25日から適用される。

### **韓国：弁護士依頼者間秘匿特権の導入（2026/2/13）**

2026年1月29日、韓国の国会は、弁護士依頼者間秘匿特権を新設する弁護士法の改正案を可決した。従前韓国では、弁護士に対し依頼者との相談内容等に関して守秘義務は課されていたものの、かかる相談内容等を保護する権利は付与されていなかった。改正法は、法的助言又は訴訟、調査若しくは照会に関連して作成された通信及び資料について、第三者への不開示を認める弁護士依頼者秘匿特権を法的権利として認める。例外として、依頼者の明示的同意、公的利益との重大な抵触、弁護士自身の権利保護の必要、又は他の法令の別段の定めがある場合には適用されない。公布後1年で施行されるほか、施行前の通信等にも遡及適用され得る。

### **シンガポール：個人情報保護委員会（PDPC）、2026年末までにNRIC認証利用を禁止へ（2026/2/23）**

シンガポール個人情報保護委員会（PDPC）は2026年2月2日、民間企業に対し、2026年12月31日までに国民登録番号カードの登録番号（NRIC番号）の全部又は一部を認証用途で用いる行為を停止するよう求め、2027年1月1日以降も使用が継続する場合、是正命令又は罰金が科され得るとの方針を発表した。NRIC番号は公知であることから安全性の欠如が指摘されており、NRIC番号をパスワード、ログインID若しくはデフォルトの認証情報として用いること、又は容易に推測可能な情報と組み合わせて認証情報とすることは規制の対象となる。企業においては、多要素認証や強固なパスワード基準の採用等、認証方法の再設計が求められる。

### **シンガポール：保険科学庁（HSA）が医薬品等の製品欠陥報告・リコールガイドンスを更新（2026/2/27）**

シンガポール保健科学庁（HSA）は2026年1月28日、医薬品（TP）及び細胞・組織・遺伝子治療製品（CTGTP）に関する製品欠陥報告・リコール手続の更新版（Version 3）を公表した。内容としては、リコール及び報告対象欠陥の範囲を明確化し、特に有効期限切れ品の回収や調査目的での少量回収をリコールから除外した点が特徴である。また、安定性に関する規格外試験結果（OOS）を報告対象欠陥として明示した。さらに、調査及びリスク評価手続を明確化及び再編成し、製品欠陥の適切な報告手続の協調等の変更や追加がなされた。事業者は改訂された手続を十分に理解し、適切な報告・リコール対応を行う必要がある。

#### **編集後記**

今月号担当の富本、和田、河邊、石井です。

今月は、タイ及びベトナムにおいて、手続のデジタル化も含む、外国為替・資本取引規制の企業活動実務に根差した規制緩和の動きが注目されます。韓国における弁護士依頼者秘匿特権の法律への明記も、依頼者である企業の権利保護に資することが期待されます。



富本



和田



河邊



石井